

二 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(流動負債の区分表示) 第三十七条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第四号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、<u>事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。</u></p> <p>〔4〕6 略</p> <p>(当期純利益又は当期純損失) 第六十五条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額の次に記載しなければならない。</p> <p>一 当該連結会計年度に係る法人税、<u>地方法人税、住民税並びに利益に関する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税</u>（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）</p> <p>二 「略」</p> <p>〔2〕6 略</p>	<p>(流動負債の区分表示) 第三十七条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項第四号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）<u>及び事業税の未払額をいう。</u></p> <p>〔4〕6 同上</p> <p>(当期純利益又は当期純損失) 第六十五条 「同上」</p> <p>一 当該連結会計年度に係る法人税、<u>地方法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税</u>（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔2〕6 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	